

令和7年第5回 議会運営委員会

1. 日 時 令和7年5月29日（木）午前10時00分
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 令和7年第2回白井市議会定例会について
・提案予定の議案等について
・会期日程及び議事日程について
(2) 白井市議会委員会条例の一部改正について
(3) その他
4. 出席委員 柴 田 圭 子 委 員 長・広 沢 修 司 副 委 員 長
石 井 恵 子 委 員・長谷川 則 夫 委 員
徳 本 光 香 委 員
岩 田 典 之 議 長
5. 欠席委員 田 中 和 八 委 員
6. 説明のための出席者
市 長 笠 井 喜久雄
総務部長 永 井 康 弘
総務課長 齊 藤 祐 二
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 松 岡 正 純
係 長 會 卓 也
主 事 補 大 塚 和佳奈

会議の経過

開会 午前10時00分

○松岡議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田委員長 おはようございます。いよいよ6月議会が始まり、もう私たちの任期がここまでなので。実質、最後の日程などを決める調整の会議となります。基本構想を決める特別委員会、常任委員会の条例改正、それから執行部のほうからも大事な議案が幾つか出ますので、どうぞ慎重に御審議をお願いいたします。

○松岡議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より、御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、おはようございます

本日はお忙しい中、令和7年第2回市議会定例会に関わる議会運営委員会を開催いただき誠にありがとうございます。第2回の市議会定例会は、6月の5日木曜日午前10時に召集をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

市から提案いたします案件は、報告につきましては専決処分について1件、令和6年度の継続費繰越計算書について2件、令和6年度の繰越明許費繰越計算書について1件、令和6年度の建設改良費繰越計算書について1件の、合わせて5件になります。

議案につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任についての人事案件が1件、専決処分の承認を求めることについて3件、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど、条例に関する案件が4件、契約の締結について1件、契約の変更について1件、訴えの変更について1件、白井市第6次総合計画・基本構想について1件、令和7年度一般会計ほか1会計の補正予算に関する案件が2件の、合わせて16議案になります。詳細につきましては、この後、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○松岡議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

○笠井市長 よろしく願いします。

○松岡議会事務局長 委員会会議につき、議事等につきましては、柴田委員長をお願いいたします。

○柴田委員長 ただいまの出席は5名です。委員会条例第16条の規定により定足数に達しております。

これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議はお手元に配布の議題のとおりです。

議題1、令和7年第2回白井市議会定例会についてのうち、提案予定の議案等について

を議題とします。

執行部より、今定例会に提案予定されている議案の内容について説明をお願いいたします。

齊藤総務課長。

○齊藤総務課長 皆様、改めましておはようございます。

私のほうから、第2回市議会定例会に提案いたします議案等について、説明のほうをさせていただきます。

市長からありましたとおり、今回は報告案件が5件、議案が全部で16件でございます。

まず報告第1号 専決処分について。所管課は公共施設マネジメント課です。

議会の議決により専決の指定をされている1件100万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、令和7年5月9日に専決処分を行ったので報告をするものです。

内容は令和7年3月26日午後2時50分頃、本市職員が白井市根地区にて現場確認を行う際、運転操作を誤り相手方住居の塀に接触し、破損させたものです。

賠償の相手方は白井市在住の個人1人、損害賠償の額は5万5,000円、示談日は令和7年5月9日です。

この件につきましては、午後の全員協議会のほうで、改めて詳細の説明をさせていただきます。

報告第2号 継続費繰越計算書について。所管課は財政課です。

令和6年度白井市一般会計継続費繰越計算書について、10事業についての令和6年度の年割額の執行残額等、合計7億4,979万7,400円を令和7年度に繰り越したので、報告をするものです。

内訳といたしまして、公共施設等総合管理計画改訂事業を翌年の繰越額が259万104円で、公共施設個別施設計画改訂事業繰越額が102万5,948円、土地評価替事業繰越額が121万円、市道新設改良工事事業（市道00－136号線）、繰越額が5,932万9,000円。景観計画等策定事業繰越額が187万2,200円、防災行政無線（同報系）再整備事業繰越額が18万7,200円、学校施設の長寿命化計画改訂事業（小学校分）として繰越額が22万1,538円、桜台小学校校舎改修工事及び桜台中学校校舎一部改修工事（小学校分）として繰越額が5億4,705万7,000円。学校施設の長寿命化計画改訂事業（中学校分）といたしまして、繰越額が12万3,410円、桜台小学校校舎改修工事及び桜台中学校校舎一部改修工事（中学校分）として、繰越額が1億3,618万1,000円でございます。

報告第3号 継続費繰越計算書について。所管課は上下水道課です。

令和6年度白井市水道事業会計継続費繰越計算書について、白井市水道事業創設及び第一次拡張といたしまして、令和6年度の年割額の執行残額2億6,096万6,286円を令和7年度に繰り越したので、報告をするものです。

報告第4号 繰越明許費繰越計算書について。所管課は財政課です。

令和6年度白井市一般会計繰越明許費繰越計算書について、令和6年度内に完了しなかった10事業、合計2億3,157万4,672円を令和7年度に繰り越したので、報告をするものです。

内訳といたしまして、住民税非課税世帯に対する価格高騰支援給付金給付事業（経済対策分）に要する経費として、翌年の繰越額が3,903万8,309円。感染症予防に要する経費（子宮頸がん予防ワクチン接種委託料）の繰越額が218万1,000円。工業団地アクセス道路整備事業（市道00-135号線物件補償）として、繰越額が258万8,811円。市道新設改良事業（市道00-001号線道路改良工事）繰越額が1億324万7,252円。市道新設改良事業（市道15-003号線外道路改良工事）繰越額が555万3,000円。橋梁維持事業（橋梁修繕工事）として、繰越額が4,981万円。都市計画総務事務に要する経費（印西都市計画区域マスタープラン等見直し業務委託料）繰越額が1,143万円。公園施設環境整備事業（公園施設等改修工事）として繰越額が1,179万4,000円。白井運動公園管理運営に要する経費（白井運動公園テニスコート空調機器更新工事）として繰越額が321万5,300円。市民プール管理運営に要する経費（市民プールのスライダーポンプ交換工事）として、繰越額が271万7,000円でございます。

報告第5号 建設改良費繰越計算書について。所管課は上下水道課です。

令和6年度白井市下水道事業会計建設改良費繰越計算書について、白井市神崎30号雨水枝線管渠築造工事委託に関する協定の令和6年度の年割額の執行残額7,741万円を令和7年度に繰り越したので、報告をするものです。

続きまして、議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。所管課は収税課です。

固定資産評価審査委員会委員であります高橋響子氏の任期が令和7年7月5日で満了となるため、高橋響子氏を再任したいので、地方税法の規定により議会の同意を求めるものです。

住所は船橋市。生年月日は昭和54年1月30日です。

こちらは人事案件のため初日採決でお願いをいたします。

議案第2号 専決処分（白井市税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて、所管課は課税課でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布、同年4月1日に施行されるに伴い、白井市税条例の一部を緊急に改正する必要性が生じ、同年3月31日に専決処分したため、その承認を求めるものです。

主な改正内容ですが、軽自動車税関係といたしまして、種別割の税率について、標準税率の区分の見直しに伴い、税率の区分を改正するもの。種別割の減免について、標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定等を整備するもの。身体障害者等に対する種別割の減免について、道路交通法の改正に伴い、マイナ保険証の運用が開始

されることから、減免申請時の運転免許証の提示義務にかかる規定等を整備するもの。

また、固定資産税関係といたしまして、特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設するものです。

施行期日は令和7年4月1日です。

議案第3号 専決処分（白井市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて。所管課は課税課です。

地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布、同年4月1日に施行されるに伴い、白井市都市計画税条例の一部を緊急に改正する必要性が生じ、同年3月31日に専決処分したため、その承認を求めるものです。主な改正内容ですが、地方税法の改正に伴い引用条項を整理するものです。

施行期日は令和7年4月1日です。

続きまして、議案第4号 専決処分（白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて。所管課は保険年金課です。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布、同年4月1日に施行されるに伴いまして、白井市国民健康保険税条例の一部を緊急に改正する必要性が生じ、同年3月31日に専決処分したため、その承認を求めるものです。

主な改正内容ですが、国民健康保険税の基礎課税額の賦課限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を24万円から26万円にそれぞれ改めるもの。減額措置を適用した後の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を上記と同様に改めるもの。国民健康保険税の減額対象となる所得基準を見直すもので、5割軽減の対象世帯については被保険者数に乘ずる金額を29万5,000円から30万5,000円に改め、2割軽減の対象世帯については被保険者数に乘ずる金額を54万5,000円から56万円に改めるものです。

施行期日は令和7年4月1日です。

続きまして、議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は人事課です。

公益財団法人印旛郡市文化財センターが公益財団法人印旛・柏文化財センターに名称を変更したことに伴いまして、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、公益財団法人印旛郡市文化財センターを公益財団法人印旛・柏文化財センターに名称を改めるものです。

施行期日は公布の日でございます。

議案第6号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は人事課です。

国家公務員の勤務条件に関する事項を定めた人事院規則の一部改正を踏まえ、条例の

一部を改正するものです。

主な改正内容ですが、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置について規定をするもの。妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等を規定するもの。3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供・意向確認等を規定するものです。

施行期日は令和7年10月1日ほかとなっております。

議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
所管課は人事課です。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴いまして、引用条項を整理するもの。部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加えて、新たに1日当たりの上限時間を定めない形態を設けるもので、その承認については、現行の30分単位から1時間単位とし、請求できる上限を1年につき10日相当とするもの。また、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態については、承認できる時間帯の制限をなくすものです。

施行期日は令和7年10月1日です。

議案第8号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は保育課です。

厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、引用条項や字句の整理を行うもの。家庭的保育事業者等に対して義務付けられている保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難と市が認める場合に、保育内容支援連携協力者を適切に確保することで、連携施設を確保しないこととすることができるものです。家庭的保育事業者等に対して義務付けられている代替保育の提供に係る連携施設の確保について、代替保育連携協力者の確保が著しく困難と市が認める場合に、連携施設を確保しないこととすることができるものです。

施行期日は公布の日です。

議案第9号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は保育課です。

内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、引用条項や字句の整理を行うもの。特定地域型保育事業者等に対して義務付けられております、保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難と市が認める場合に、保育内容支援連携協力者を適切に確保することで、連携施設を確保しな

いこととすることができるもの。特定地域型保育事業者等に対して義務付けられております、代替保育の提供に係る連携施設の確保について、代替保育連携協力者の確保が著しく困難と市が認める場合に、連携施設を確保しないこととすることができるもの。

施行期日は公布の日です。

議案第10号 白井市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は高齢者福祉課です。

地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、地域包括支援センターの職員配置について、これまでの配置基準を原則としたうえで、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるときは、常勤換算方法によることを可能とするもの。地域包括支援センター運営協議会が、地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターを一つの区域として、当該複数のセンターに配置すべき保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種である常勤職員数の合計を配置することにより、それぞれのセンターの配置基準を満たすものとし、地域の実情に応じて配置可能とするものです。

施行期日は公布の日です。

議案第11号 契約の締結について。所管課は教育総務課です。

継続費、桜台小学校校舎改修工事及び桜台中学校校舎一部改修工事の契約を締結したので、議会の議決を求めるものです。

内容といたしまして、桜台小学校校舎改修工事及び桜台中学校校舎一部改修工事を実施するもので、工事場所は白井市桜台3丁目27番及び28番。

工事期間は本契約議案の可決を終えた日の翌日から令和8年11月20日まで。

主な工事内容といたしましては、小学校のほうでは、屋上防水、外壁等の改修工事。エレベーター、出入口スロープ・手摺、車椅子使用者用駐車施設の設置等のバリアフリー対策工事。内部仕上げ、建具、家具等の改修工事。受変電設備、照明設備等の電気設備改修工事、受水槽設備、給排水衛生設備、換気設備等の機械設備改修工事。防犯対策としての正門等の設置。自校式給食廃止に伴う配膳室、会議室等の設置。複合施設化を見据えた駐車場の増設工事。既存の建築物に対する法令適合工事です。

中学校といたしましては、自校式給食廃止に伴う配膳室、会議室等の設置。車椅子使用者用駐車施設の設置。既存の建築物に対する法令適合工事です。

契約方法は指名競争入札。

契約金額は12億1,000万円。

契約の相手方は市川市新田二丁目24番5号、株式会社イズミ・コンストラクション千葉営業所所長、忠隆生です。

この契約関係につきましては、夏休みから工事を開始するための準備期間を確保した

いということがございますので、委員会付託の日の議決をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第12号 契約の変更について。所管課は道路課です。

継続費、道路改良工事（R 6－1）に係る契約を変更したいので、議会の議決を求めるものです。

変更の理由ですが、地盤調査の結果、ボックスカルバート及び擁壁基礎部の地盤改良等の追加工事が必要となったことによるもの。公共工事設計労務単価の改定などによるものです。

変更の内容ですが、契約金額が当初契約金額 1 億5,950万円に、今回契約変更により 3,934万7,000円を増額いたしまして、変更の契約金額が 1 億9,884万7,000円になるものでございます。また、工事期間のほうで、当初の工期が令和 6 年12月18日から令和 7 年11月 7 日までのところを、変更工期といたしましては、終了の時期が令和 8 年 1 月30日まで延伸するものでございます。

続きまして、議案第13号 訴えの変更について。所管課は収税課です。

市が提起した差押債権の支払督促に係る訴えを変更したいので、議会の議決を求めるものです。変更の理由といたしましては、訴訟の進行に伴い、相手方から差押金額の根拠となる証拠資料の提出があり、これに基づき、推定額であった差押金額が確定したことから、請求を拡張するものです。

変更の内容ですが、訴えの趣旨である請求額を88万6,000円から111万8,000円に改めるものです。

こちらの議案につきましても、裁判の期日の関係がございますので、こちらのほうは初日採決でお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議案第14号 白井市第 6 次総合計画基本構想について。所管課は企画政策課です。

市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針である総合計画について、「第 5 次総合計画」が令和 7 年度をもって計画期間が終了することから、令和 8 年度から令和17年度までの10年間の白井市第 6 次総合計画基本構想を定めるものです。

主な内容といたしましては、第 6 次総合計画基本構想は、「1. まちづくりの基本理念」、「2. 今後10年間の重要なテーマ」、「3. 将来像」、「4. 6 つの目指すまち」、「5. まちづくり推進の考え方」、「6. 基本構想の全体像」、「7. 計画フレーム」、「8. E B P M の考え方に基づく取組展開」の八つの項目からなるものでございます。

続きまして、議案第15号 令和 7 年度白井市一般会計補正予算（第 2 号）。所管課は、財政課です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,246万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ239億8,001万7,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、P F O S 等の暫定目標値の超過が

確認された飲用井戸所有者で代替水源のない者に対し、浄水器やウォーターサーバーの設置費等の補助金を新設するための所要額を計上するもの。市道12-002号線の道路拡幅工事の実施に向けて、測量委託料等の所要額を計上するもの。桜台小学校校舎改修工事及び桜台中学校校舎一部改修工事について、労務単価の改定等に伴う特例措置に対応することに伴い所要額を計上するものです。

なお、このP F O S 及びP F O Aの調査結果につきましては、午後の議員全員協議会のほうで説明のほうをさせていただきます。

続きまして、議案第16号 令和7年度白井市下水道事業会計補正予算（第1号）。所管課は上下水道課です。

資本的収入及び支出の予定額にそれぞれ821万2,000円を増額し、資本的収入の予定額を4億3,839万5,000円に、資本的支出の予定額を5億4,151万1,000円とするもの。また、起債の限度額を400万円増額し、3億1,560万円に改めるものです。

主な補正内容ですが、資本的収入及び支出といたしまして、下水道管路の破損に起因すると考えられます道路陥没事故を受けて、国土交通省の要請により、大規模下水道管路特別重点調査等事業業務委託を実施するため、所要額を計上するもの。企業債といたしましては、大規模下水道管路特別重点調査等事業業務委託を実施するために、公共下水道事業の借入限度額を増額するものでございます。

最後に追加議案の関係で1点ありまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案が、昨日、参議院のほうで可決されまして、こちらのほうが交付されますと7月に予定されております参議院議員選挙から投票立会人や管理者、同じく開票立会人、管理者などの報酬の上限額が改正されることになります。

市といたしましても、こちらの改正の趣旨にのっとりまして、市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、それからそれに関わる経費の補正予算、さらに別で国政調査の調査員に関する報酬の増額というのも、国からまた通知が来ているということで、こちらの経費増に対応する補正予算につきまして、会期の途中に追加で提案させていただきたいと考えておりますので、併せてよろしく願いいたします。

説明のほうは以上でございます。

○柴田委員長 ありがとうございます。以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 ありがとうございます。退席をお願いいたします。

では次に、議会事務局より、請願・陳情、一般質問等、会期中に議題となる件についての説明を求めます。

議会事務局長。

○松岡議会事務局長 それでは、請願・陳情、一般質問について御説明をいたします。

請願につきましては、お手元に配布の請願受理一覧表を御覧ください。今回、請願2件が提出されております。

1件目、受理番号第1号、令和7年4月30日受理。

件名は「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

請願者は、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、吉田瑞穂。住所は千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。紹介議員は広沢修司議員です。

請願事項は1項目。2026年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書を御提出いただきたくお願い申し上げます。

2件目、受理番号第2号、令和7年4月30日受理。

件名は、「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

請願者は子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、吉田瑞穂。住所は千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。紹介議員は広沢修司議員です。

請願事項は1項目。2026年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書を御提出いただきたくお願い申し上げます。

陳情につきましては、お手元に配布の陳情受理一覧表を御覧ください。

今回、陳情1件が提出されております。

受理番号第3号、令和7年2月5日受理。

件名は政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書。

陳情者は、パワハラから職員を守る千葉県民の会代表、竹村祥。住所は千葉市若葉区貝塚2-20-25ホワイトハイム102です。

陳情事項は2項目。1、庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、庁舎管理規則により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があり、政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要であることを、明確に確認をお願いいたします。許可を得ずとも勧誘行為が見過ごされていた実態があれば、定められた規則の遵守や、ハラスメント問題への厳格な対応が求められていることを鑑み、今年から改めてください。

2、「政党機関紙の勧誘行為」について、仮に議員からの許可証の申請があり、行政が同勧誘行為の許可不許可の判断をする際は、「政党機関紙の勧誘行為に伴う職員の声（心理的圧力の有無）」を、アンケート等を収集し、判断材料としてくださいとなります。

続きまして、一般質問につきましては、お手元に配布の一般質問通告書（案）の表紙の

次のページ、一覧表（案）を御覧いただきたいと思います。

今回12名の議員の皆様から、26項目通告をいただいているところでございます。

以上でございます。

○柴田委員長 以上で議会事務局長より説明が終わりましたが、ただいまの説明について、補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 では次に、議長より、議案の付託委員会についての説明をお願いいたします。

○岩田議長 請願第1号については、付託先を総務教育常任委員会をお願いしたいと思います。

請願第2号についても、付託先を総務教育常任委員会をお願いしたいと思います。

それから陳情第3号につきましては、市外からの陳情となりますので、先例のとおり議長報告としたいと思います。

以上です。

○柴田委員長 以上で説明が終わりました。議案の付託委員会についての意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 意見はないものと認めます。

議案の委員会付託については議長説明のとおり決定することに。

○岩田議長 それはまだしていません。今は請願、陳情、一般質問の説明しかしていませんので。

○柴田委員長 議長から説明がありました陳情と請願の扱いについては、説明のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 御異議はないものと認めます。

会期中の議題となる件について、今が請願、陳情、一般質問だけだったのですが、その他議案の付託等について、補足の説明をお願いしたいと思います。

議長、付託委員会についてお願いします。

○岩田議長 執行部より、今定例会に提案を予定されています議案については、お手元に配付の付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。以上です。

○柴田委員長 お手元の付託表は分かりますよね。

説明は終わったのですが、議案の付託委員会について、御意見はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 意見はないものと認めます。

では、議案の委員会付託については、議長説明のとおり、決定することに御異議はござ

いませんか。

議長。

○岩田議長 付託表の中で、議案第14号に関しましては、まだ特別委員会を設置するかどうか決めていないのです。ですから、それを先にやらないと、この二つだけでは決められないと思うのですが、いかがでしょうか。

○柴田委員長 確かにそうですね。そうすると議会の会期日程にも関わってくるのですけれども。そちらのほうの決定をしたほうが良いと思うのですけれども、そういう進行でよろしいですか。

今回、議案の中に基本構想についての議案が出ています。今までの例ですと、提案された議会の会期中に特別委員会を設置し、基本構想を審議し、議決をする。引き続き、12月までその会期を延長して、その間に前期の基本計画についての調査、検討をするというふうな流れになっています。

今回は特別委員会を設置するかどうか、まだ決定をしていない状況なのですけれども、議案としては出てきますし、今後の取扱いとして調査特別委員会を設置するかどうかということを、まず諮りたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。もうこのまま設置しないで、そのままという意見ももちろんあるかと思うのですけれども、御意見はありますか。構成についてはまた後でやりますので、設置するかどうかだけ、今、決めたいと思います。

長谷川委員。

○長谷川委員 これについては設置する方向でよろしいかと思います。

○柴田委員長 皆さん、御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 それでは、基本構想基本計画に関する調査特別委員会、これは設置するという事で決定をいたします。

これで日程について、議案の付託についても話が進められることになります。

議長が今説明くださったとおりの議案の付託表、お手元にあるとおりなののですけれども、このとおりでよろしいでしょうか。ここの確認をしたいと思います。よろしいですね。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 日程については、異議なしと認め、さように決定いたします。

では、請願の1号及び請願第2号については総務教育常任委員会へ付託するという事で、これも御異議はないでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 そのように決定をいたします。

陳情の第3号についても、議長報告とするということで御異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 分かりました。異議なしと認め、議長報告とすることに決定をいたします。

次が会期の日程及び議事日程について。これが議題となります。

事務局長より会期日程案及び議事日程案について説明を求めます。

議会事務局長。

○松岡議会事務局長 それでは会期日程（案）及び議事日程（案）について御説明いたします。

はじめに会期日程（案）についてでございます。お手元に配布の会期日程（案）を御覧ください。

会期につきましては、6月5日から7月1日までの27日間としています。

初めに6月5日につきましては、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、委員会条例の一部改正であります発議案第1号について、議案内容の説明、質疑、討論、採決。常任委員の選任。議会運営委員の選任。諸般の報告を行い、報告第1号から議案第16号についてまで、一括上程。報告及び提案理由の説明。初日採決を予定している議案第1号及び議案第13号について、議案内容の説明、質疑、討論、採決。議案第2号から議案第12号及び議案第14号から議案第16号についてまで、議案内容の説明となります。

一般質問につきましては、今回12名の通告がありましたので、6月10日に4名、11日に4名、13日に4名でお願いしたいと思います。

また、6月10日の正午は大綱的質疑の締切りとなります。

次に6月16日につきましては、議案第2号から議案第10号、議案第12号及び議案第14号から議案第16号についてまで、大綱的質疑の後、議案第14号を除いて常任委員会付託。

次に議案第14号について、基本構想・基本計画に関する調査特別委員会を設置し、特別委員会へ付託。

最後に中日採決を予定している議案第11号について、質疑、討論、採決を予定しております。

なお、発議案、決議案の提出締切りは、委員会付託日の午後5時となっております。

次に6月18、19、20日につきましては、各常任委員会の開催となります。基本構想・基本計画に関する調査特別委員会を過去の例に倣いまして、6月24日と27日に開催し、27日に討論、採決を行う予定として考えております。

最終日を7月1日として、各委員会に付託された議案等について、各委員長による審査経過及び結果報告並びに、これらに対する質疑、討論、採決をお願いいたします。

会期日程（案）は、以上となります。

続いて、議事日程（案）でございますが、お手元に配布の議事日程（案）を御覧ください。

日程第1、会議録署名議員の指名から会期決定、発議案1件、常任委員の選任、議会運営委員の選任、諸般の報告。報告5件、議案16件、請願2件及び一般質問となります。

日程第30、陳情第3号については市外からの陳情であるため、議長報告となりますので、(案)が取れる段階で日程からも削除いたします。

なお、議案第1号及び議案第13号につきましては初日採決。議案第11号につきましては、委員会付託日の採決が予定されております。

説明は以上でございます。

○柴田委員長 ただいま説明がありました会期日程(案)及び議事日程(案)について、質疑はございませんか。

長谷川委員。

○長谷川委員 議会のほうの関係だと思うのですが、議長選挙や監査員など、その辺はどういうふうに入ってくるのでしょうか。

○柴田委員長 もう一回、事務局長、お願いします。

○松岡議会事務局長 議長選挙につきましては、6月5日の定例会の初日の委員会条例の一部改正が決定された後に暫時休憩をして、休憩後に再開するという中で想定しております。

それから監査委員につきましても、今日の午後の全協で協議されるところでありますけれども、委員の方が変更されるということになりました場合には、初日に議案として上程をするということを想定しております。

以上です。

○柴田委員長 ということですので、取りあえずはこの議事日程で進めたいということになります。

ほかに質疑はありますか。議長、何か言うことは。

○岩田議長 なければいいですか。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 会期日程ですけれども、後で会期日程に追加してもいいのですけれども、第14号、基本構想・基本計画に関する特別委員会です。これは設置することが決まりました。まだ構成が決まっていません。全員であれば、これでいいのですけれども。例えば10名とか12名であれば、16日に14号に対しての質疑が必要です。

それから10日に総括質疑の締め切りと。こういうのを加えないといけないので、会期決定は、まだ決定ができないと思うのですが、いかがでしょうか。

○柴田委員長 会期日程が今の段階では、どういう構成メンバーになるかによって、総括質疑の通告をするのか、しないのかとか、そういうことになってくると思うということで、構成メンバーを先に決めたほうがいいのかという議長からの指摘がありました。

確かにそのとおりですね。

会期日程と議事日程については置いておいて、この後に議題となっている予定の基本構想と基本計画の調査特別委員会の構成メンバーについてを、先に決定したいと思いま

すけれども、そういう進め方でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 では、基本構想・基本計画に関する調査、特別委員会は設置するということが先ほど決まりましたが、その後、構成メンバーについて、御意見を考えてきていただいていると思いますので、御提案をお願いしたいと思います。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 事務局から資料をいただいていると思うのですが、過去の基本構想と基本計画の人数について見てみると、4次と5次ともに基本構想と前期基本計画は、各常任委員会から3名ずつとか4名ずつで。この委員は12名になっていて、後期基本計画のほうが議長を除くか含むかというのはあるのですが、全員ということで設置をされているのですが、ここは何となく違和感があるところで。基本構想と基本計画の人数が多いのだったら分かるのですが、逆になっているイメージがあつて。

前回、後期基本計画をやったときに、議長を含む全員ということだったので、確かサイトウさんが委員長になってやられていて、私はとても充実したようなイメージが今まだ残っています。ですので、それらに鑑み、今回の第6次基本構想・基本計画は、議長を含む全員でやったらいいというふうに私は考えました。

以上です。

○柴田委員長 ありがとうございます。副委員長のほうから、定数も減りましたし、全員ではどうでしょうかという意見が出ました。

ほかに御提案はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 私は、逆に今、手数が減った中で、常任委員会から各3名の9名ではどうかと考えていました。それで審査をしていただいて、発表していただければというふうに思うわけです。

○柴田委員長 ほかに御意見ありますか。

私たちの役目ではないのですが、一言言っておくと決算も特別委員会。どういうふうに決めるのかということも出てきますよね。

今までの2年間は、予算を見た人が決算を見るというローテーションを組んでやってきました。このままずっと続いて4年間で1クールとして、予算を見た人は決算をとというふうにシフトしてきたようになると、今までのメンバーの人たちが委員会に関わりなく、同じシフトになっていく可能性もあるし、あるいはここでバサッと常任委員会ごとに出しましょうというふうに、新たなやり方にするということも。いろんな可能性がこれから先あるので、そこら辺も踏まえた上で、今回どうしたらいいかということ。5月は決算もあるのでお考えいただいて、提案がもしほかにもあれば、どうかと思います。

石井委員。

○石井委員 第4次、第5次の、この資料を付けていただいて、すごく気配りが利いていらっしゃると思ったら、議運の委員長の提案だということで、さすがだなと思いました。

先ほどありましたように、私も基本構想・基本計画に関する、要するに大きなことを決めるところで、12人。後半の後期基本計画、細かいことを決めるところを全員でやっていたという、過去のこの実績を見て、どうかというふうに私も疑問を感じたところです。

今後10年間の白井をどんなふうにしていこうか。議員も全員参加して、ワークショップをやりました。そんなことを考えると、今回の調査特別委員会には議員全員が関わって、最後まで、今後10年間の白井のことについて検討していくというやり方がいいのではないかと思います。

議長が入るか入らないかは、議長も多分お忙しくて、議長の日程を考えながらやっていると、なかなか時間が取れなかったりするので。私は議長を含んでも含まなくてもどちらでもいいと考えるのですが。本当に今17名という中で、議長が入らなければ16名で委員長を決めてというふうにやっていくと、15人で今後の10年間を考えていこうという、そういうスタンスはいいのかなと思っていますので、全員で調査特別委員会を組んだらいいと思います。

○柴田委員長 どうでしょう。

徳本委員。

○徳本委員 会派でも一応相談して、議長を含む全員がいいと思っています。以上です。

○柴田委員長 全員がいいのではないかと御意見が、3人出ました。

長谷川委員、それを聞いてどうですか。

○長谷川委員 皆さんがそう思っているのならよろしいのですが、基本構想というのは、どちらかというと基本計画が付いていない段階のものなので。そこで議員の中で、果たして合意が取れるかというのは非常に心配なので、先ほど言った案を出したのですが、皆さんが全員でいいということであれば、やむを得ないと思います。

○柴田委員長 今回設置するのは12月末までで、前期の基本計画、こちらのほうも入るそうなので。

○長谷川委員 今後ね。

○柴田委員長 議長が入るかどうということまで決めないとまずいのですか。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 私は先ほど、議長を含むというふうに申し上げたのですが、含まないとすると、議長が参加してもできないということがあると思ったので、そういうふうに申し上げたのですが。お忙しいというのもありますので、議長に判断していただければいいと思います。

○柴田委員長 議長。

○岩田議長 議長は、確か自治法の150にあるように、どこの常任委員会でも発言できる

わけです。仮に議長が入っていなくても、討論、採決以外は自由に発言できるわけですので、議長を入れなくてもいいのではないかと、私は個人的に思っています。

以上です。

○柴田委員長 ほかに御意見ありますか。

議長を含むではなく、委員全員とするということで、よろしいですか。

徳本委員、どうですか。

公務が重なった場合は、もちろん基本計画や何かの委員会は欠席ということで、それはやむなしだと私は思いますけれども。対外的な仕事が入った場合、それは仕方がないと思いますけれども。それを考えて議長も一応メンバーにしておいて、出られるときは出てもらうというのにするのか、最初から外していつでも発言できるのだから、出られるのだったら出るよみたいなスタンスでいてもらうのかということだけかなと思うのですけれども。

議長。

○岩田議長 再度言いますけれども、議長は採決権ないのですよね。本会議でも。討論はできますけれども、採決はできないわけです。それから、委員会において討論、採決をして、本会議でできなくなるのもおかしいなと思うし。先ほども言いましたように、議長はこの特別委員会においても、ほかの委員と同じように発言ができるわけですから、あえて議長を入れる必要はないのではないかと。むしろ議長を外したほうがいいと私は思います。

以上です。

○柴田委員長 過去の例を見ても、議長を除く全員というのは1回あり、議長を含む全員というのが1回あり。これはもう皆さんのお考えだと思います。どうですか。

広沢副委員長。

○広沢副委員長 当事者の御本人に、そのような考えがあればそれで議長を含まず全員ということでよろしいかと思えます。

○石井委員 賛成。

○柴田委員長 どうですか。

徳本委員。

○徳本委員 含まなくていいという意見が多ければ、それで決めてもいいのですけれども。私は正式メンバーとして、前回やっている、そのやり方がいいと思いました。

○柴田委員長 長谷川委員はどうですか。

○長谷川委員 今、議長がおっしゃるように、採決権がないので出席はできるわけですから、私は議長を除く全員でいく。

○柴田委員長 議長を除く全員ということが多いようですね。

徳本委員、それでよろしいですか。

○徳本委員 はい。

○柴田委員長 基本構想・基本計画調査特別委員会は、議長を除く全員で構成をする。それで設置をするということで決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 そのように決定をいたします。

そこで、今度は議案の付託表や議案議事日程に戻ります。

議案付託表と議事日程は説明のあったとおりになりますが、全員ということなので、総括はしないということになります。会期日程のほうです。6月16日については全員なので総括はしないので、このままの文言でいいということになります。

ごめんなさい。16日のところを見てください。議案第2号から議案第10号、議案第12号及び議案第14号から議案第16号についてまで質疑、委員会付託とありますが、この第14号というのが基本構想のところなので、これを外さないといけない。なので、12号及び議案第15から16というふうに直ります。

委員会付託については、基本構想・基本計画に関する調査特別委員会の設置が、ここで確認をされてから付託という行為がまた必要になるということです。

これはここにまた一つが加わるということですか。どこにどういうふうに加わるかわかりますか。意味合いとしては、要は設置についてを決めた後に付託という文言が入りますということなのですね。それは全協までには直ります。そういうことなのですから、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 そういうことになりました。

議事日程については、議案第14号、第6次総合計画基本構想について、これは変わることがない、こちらの日程のほうはいじらなくて大丈夫ということでもいいですね。

会期日程のところの付け加えと訂正がありますので、そこについては全協に間に合うように直していただくということになります。

会期日程（案）について、一応、皆様に確認を取ります。会期日程（案）については、会期を6月5日から7月1日までの27日間とし、6月5日は会議録署名議員の指名、会期の決定の後、委員会条例の一部改正である発議案第1号について、議案内容の説明、質疑、討論、採決。その後に常任委員の選任。この前に正副議長選挙があるけれども、そこは抜かして言わないでいいのです。その後が常任委員の選任、議会運営委員の選任、諸般の報告を行い、報告第1号から議案第16号についてまで一括上程、報告及び提案理由の説明。初日採決とする、議案第1号及び議案第13号について、議案内容の説明、質疑、討論、採決。それから議案第2号から議案第12号及び議案第14号から議案第16号については、議案内容の説明を受けることになります。これはそのままでもいい、失礼しました。

一般質問については6月10日に4名、11日に4名、13日に4名で、6月10日の正午は、

大綱的質疑の締切りとなります。6月16日については、議案第2号から議案第10号、議案第12号と15号、16号についてまで大綱的質疑。議案第14号を除いて常任委員会付託。次に議案第14号について、基本構想・基本計画に関する調査特別委員会を設置し、14号を特別委員会へ付託する。

最後に中日採決とする議案第11号について、質疑、討論、採決の予定とし、発議案及び決議案の提出締め切りはこの日の午後5時となります。

それから最終日、7月1日は各委員会に付託された議案等について、各委員長による審査経過及び結果報告、並びにこれらに対する質疑、討論、採決となります。

議事日程（案）については、日程第1、会議録署名議員の指名から会期決定、発議案1件、常任委員の選任、議会運営委員の選任、諸般の報告、報告5件、議案16件、請願2件及び一般質問とし、日程第30、陳情第3号については、市外からの陳情のため議長報告となりますので、ここからは削除されます。

長谷川委員。

○長谷川委員 先ほど、基本構想・基本計画に関する調査特別委員会を全員でやるとおっしゃったので、6月の27日が印クリの定例会なのですよ。

○岩田議長 休憩してもらっていいですか。

○柴田委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時08分

○柴田委員長 会議再開します。

会期日程についても、今、申し上げましたとおりということで決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

これで6月議会に関して日程等が終わりました。

次が議題2に移ります。白井市の議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。これは初日にそこをやって、私たちの役目が終わりというところになるので、初日の最初に議運のほうから提出を予定している委員会条例の一部改正についての説明を、事務局長に求めたいと思います。お願いします。

○松岡議会事務局長 それでは、定例会初日に議会運営委員会から提出予定の決議案第1号、委員会条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

お手元に配布の議運案、発議案第1号を御覧ください。

白井市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。提案理由といたしまして、本案は、常任委員会の名称及びその所管の整備をするため、条例の一部を改正するものです。

新旧対照表を添付していますので、3ページをお開きください。

第2条第2項の改正として、第1号中「総務企画常任委員会」を「総務教育常任委員会」に改め、同号中イ、企画財政部の所掌に属する事項及び、ウ、未来創造戦略室の所掌に属する事項を削り、順番を整理した上で、ウ、教育委員会の所掌に属する事項を加えるもの。

次に、同項第2号中「教育福祉常任委員会」を「健康福祉常任委員会」に改め、同号中ア、教育委員会の所掌に属する事項を削り、順番を整理するもの。

最後に、同項第3号中「都市経済常任委員会」を「企画経済常任委員会」に改め、順番を整理した上で、ア、企画財政部の所掌に属する事項及び、エ、未来創造戦略室の所掌に属する事項を加えるものとなります。

2ページに戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

説明は以上でございます。

○柴田委員長 ありがとうございます。

以上で、議会事務局長からの説明が終わりましたが、ただいまの説明についても補足説明を求める方はありませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 私たちの決めたことなので。特に説明は要しないと。

では、決議案第1号については、あのおり、定例会初日に提案することに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、採用を決定いたしました。

では、その他についてを議題といたします。

特別委員会のことも話し終わりましたので、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 議長から何かありましたら、お願いします。

○岩田議長 ございません。

○柴田委員長 事務局から何かありましたら。

○松岡議会事務局長 ございません。

○柴田委員長 ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 1個だけ、3月だったか、4月だったか、決算の日程が3日になったのですが、4日にしてほしいという要望を市民の声のほうから受けました。ただそれは議運で、全員賛成ではないにしても、あの日程でやってみたらということで決まって出されたものですので、決算審査の正式な日程は次の期の人たちで決めることになるので、それはその次の期で検討してもらいたいということで、そのままにしています。それは一応、御報告です。

では、本日の議題は全部終了いたしました。よって、議会運営委員会を閉会いたします。
慎重なる御審議を賜りまして誠にありがとうございました。